

## 令和5年第4回（7月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年7月31日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 議案第45号 権利の放棄について
  - 第 4 議案第46号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
  - 第 5 議案第47号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
8番	島明日香	9番	小黒博泰
10番	三輪正		

○欠席議員（1名）

7番 加藤修三

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ
建設課参事	寺尾勉
教育課参事	吉岡育子

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和5年第4回出雲崎町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

加藤修三議員から本日の会議の欠席届が提出されましたので、報告をいたします。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、石川豊議員及び8番、島明日香議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎議案第45号 権利の放棄について

○議長（三輪 正） 日程第3、議案第45号 権利の放棄について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎漁業生産組合にヒラメ養殖施設用地として貸し付けていました町有地について、養殖施設として使用しなくなったため明渡しを求めたところ、同組合が無資力の状態にあり、資力の回復が困難で、原状に復する見込みがないと認められたため、同組合の原状回復義務を免除するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

---

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

ヒラメ養殖場用地につきましては、町としましてもかねてより事態打開に向けて新潟県に相談をするなどしておりました。昨年11月には全国町村会の経済農林部長様、弁護士の法務支援室長様からおいでいただきまして、現地確認と勉強会を開催し、助言をいただいたところでございます。その後、12月1日に職員6名によりますヒラメ養殖場貸付地有効活用作業プロジェクトチームを設置しまして、出雲崎漁業生産組合の実態調査などを実施いたしました。本年2月に県と協議の結果、耐用年数を経過した施設につきましては補助金の返還は求めないことが確認されました。これらを踏まえまして、町では新たな対応方針としまして、旧養殖棟などの耐用年数を経過した施設を早急に除却し、景観の回復と保安上の危険を取り除くこととしたところでございます。このためには貸し付けている土地の引渡しを受ける必要がありますが、町と生産組合との町有財産無償貸付契約では、契約を解除したとき、生産組合におきまして原状に回復、旧直売所、旧養殖棟などの借地上に所在する施設を撤去して更地に戻すこととさせていただきます。この原状に回復をして土地を町に返還しなければならないことになっております。今年度に入り、4月に出雲崎漁業生産組合の理事と17年ぶりに財産処分等に関する打合せ会を開催し、新たな対応方針について合意をいただくとともに、原状回復義務に係る資力調査への協力をいただきました。資力調査の結果、出雲崎漁業生産組合には原状回復の資力がないことが確認されたところでございます。町が原状回復を請求する権利を放棄する場合、地方自治法第96条の規定によりまして、議会の議決をいただかなければなりません。そのため本日の提案となりました。原状回復に要する費用は、旧養殖棟の除却が810万円、旧直売所の除却が140万円と見積もられております。施設内の耐用年数がまだ残っております機械室、着水棟の敷地370平米については引き続き貸し付けることとし、それ以外の土地3,950平米につきまして返還を求め、7月、今月の14日付で賃貸借契約の変更契約を締結いたしました。補足説明資料の1ページを参考としていただければと思います。返還された土地の今後につきましては、議案第46号の補足説明で説明をさせていただきたいと思っております。

補足説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 今の案件、私ども議会としても何人かの議員が質問した中でここまで持ってきたということは大変喜ばしいというか、仕方がなかったなというふうに感じているところでございます。その中で、先般説明があった内容ですけれども、舗装されている中で、それはそのままにしておくというようなお話の中で、草がぼうぼうになるというようなことが起きるために舗装をそのままにしておきたいというような説明を聞いたと思うのですが、この中で次に今度、ネクストというか、貸す立場においては、舗装がないほうがかえって相手にとっていいのではないかなというふう私感じるのですが、その辺の考え方がどのように考えていられるでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 今後の土地の計画がまだ全く白紙の状態であるということで、今後の管理上舗装してあったほうが草も生えてこないのも、管理上はいいのではないかとということで、方針が決まるまでの間はその形をお願いしたいということで説明を前回はさせていただきました。議案第46号のところでもまたお話をさせていただきます、次にお貸しする相手につきましては、舗装してあったほうがありがたいということでのお話もいただいているところでございます。ですので、次のお貸し、要はお借りいただく方の希望もありまして、現在はその状態でお貸しをするという方向になっておりますし、今後また具体的に利用計画が決定しました段階で今後どのようにしていくかというのはまた皆様にお示しさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 今ほどの話でありますけれども、次に借りる方が舗装といいますか、そのままコンクリートの状態でしょうか、その状態であったほうが便利だということでその状態にということだと思うのですが、その方々が不要でなくなった後のコンクリートの処理というのは誰がするのですか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 今の旧養殖施設のベースのコンクリート等につきましては、町のほうで今後の計画が決まり次第、それに合わせて撤去が必要ならば撤去するということでございます。今回取壊しの費用ということで資料のところでお示しさせていただきました旧養殖棟で810万円、それから直売所で140万円ということの中には、そのコンクリートのたたき等の取壊しが含まれているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（三輪 正） 日程第4、議案第46号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算の主なものを申し上げます。2款総務費、1項5目財産管理費では、ヒラメ養殖場旧直売所除去関係費用を計上いたしました。

9款の消防費、1項3目消防施設費では、防火水槽設置工事に伴う家屋調査費用を計上いたしました。

10款の教育費、4項5目北国街道妻入り会館費では、施設修繕料を計上いたしました。

7目の町家展示施設管理費では、町のイベントの映像などを放映するモニター等の購入費用を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。20款の繰入金では、住宅用地造成事業特別会計繰入金を減額いたしました。

21款の繰越金では、前年度の繰越金を追加しました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ358万4,000円を追加いたしまして、予算総額を35億6,270万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

予算書の内容の説明の前に、返還された土地の今後につきまして説明をまずさせていただきます。返還された土地につきましての補足説明資料2ページを見ていただきながら、参考としていただければと思います。この返還された土地と旧ゲートボール場の土地、合わせまして5,700平米につきま

して、本日付で株式会社中元組様と貸付契約を締結させていただきます。契約期間は、明日、8月1日から令和6年の3月31日までとしまして、その後の状況によりまして延長も可とさせていただきます。株式会社中元組様は、賃貸借契約締結後すぐに草刈りを始め、8月8日頃から仮設事務所の設置を行い、盆明けから出雲崎夕日ライン橋の高欄の取替え工事に入るというふうな予定になっていると聞いているところでございます。養殖棟の鉄骨部分につきましては、株式会社中元組さんのご都合によりまして撤去をいただくこととなっております。旧直売所につきましては、町で上屋部分を取り壊すということとしておりまして、下のベース、基礎につきましては、今後の利用計画が決定次第対応したいということで、今回につきましては残させていただきますというふうにご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、予算書の説明をさせていただきます。228、229ページをお開きください。2款総務費、1項5目の財産管理費、14節の工事請負費、ヒラメ養殖場旧直売所除却工事でございます。今ほどお話ししました上屋部分の取壊しを行う費用ということで、先ほどの説明よりも若干金額が変わっておりますが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

9款消防費の1項3目消防施設費、12節の委託料は防火水槽設置付近の家屋調査業務委託料ということで、隣接の家屋と物置2棟分の調査費用ということでお願いいたします。

10款教育費、4項5目北国街道妻入り会館管理費でございます。10節の需用費、施設修繕料を追加させていただきました。妻入り会館の空調設備の修繕費用ということでございます。

7目町家展示施設管理費の17節備品購入費、観光PR用動画の放映用のモニターを購入させていただきたいというものでございます。

続きまして、歳入予算のほうをお願いします。226、227ページをお願いいたします。18款の財産収入、1項1目財産貸付収入、1節の土地貸付収入でございます。旧ヒラメ養殖場の返還いただいた土地と旧ゲートボール場の土地の貸付料ということであります。これも補足説明資料2ページの内容となっております。

20款繰入金、2項2目住宅用地造成事業特別会計繰入金、これは団地造成工事費用が必要となったため、一般会計への繰出金の減ということでご理解いただきたいと思っております。

21款繰越金、前年度繰越金を追加させていただきました。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

9番、小黑議員。

○9番（小黑博泰） 229ページ、先ほど説明ありました14節の工事請負費のヒラメ養殖場の直売所撤去工事、これ予算で130万、資料1ページだと、原状復旧に要する費用が見積りで基礎ともで140万となっておりますけれども、これは多分見積り取ったと思うのですが、これ同時に基礎までした

場合に140万で収まるわけですが、これが今回上端だけで、また次のときに今度利用するとき基礎だけまた撤去するとなると、経費上的には多分140より上回ってくるかと思うのですが、その辺はそのときの予算計上というか、補正の考えでよろしいのでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） そういうことをご理解いただきたいと思います。しばらく使う見込みがないということで、コンクリートを剥いでしまうと、草刈り等の余計な費用がまた発生する可能性がありますので、若干割高にはなるかと思いますが、その辺ご理解いただければと思っております。

○議長（三輪 正） 9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） ありがとうございます。その基礎なのですが、今現状がちょっと私どうなっているのか分かりませんが、普通基礎であるとベースがあって、立ち上がりがあると。その上に上屋が建っていると思うのですが、その立ち上がり部分も残すという感じでよろしいのですか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 立ち上がりまで残させていただくということでございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（三輪 正） 日程第5、議案第47号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第47号、住宅特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

やまや団地第2期の造成工事は、繰越予算により実施しておりますが、工事費が不足しております。このたびの補正予算には、今年度分として造成工事費を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額9万6,000円を追加いたしまして、予算総額を1,689万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算、180ページ、181ページをお願いいたします。1款事業費の1目住宅団地管理費の需用費に修繕料を追加いたしました。

2目住宅団地事業費の需用費です。分譲前の造成地が降雨、降雪などにより手直しが必要となった場合の修繕料を追加いたしました。

14節の工事請負費です。4年度からの繰越予算で完成の予定でしたが、敷地内に埋まっておりました木の根や丸太の類い約17トン程度、コンクリート廃材13トン程度の埋設位置調査ですとか撤去の費用といたしまして、工事請負費を追加いたしました。

2款諸支出金の繰出金は、追加予算の財源といたしました。

179ページに戻っていただきまして、繰越金は数字を整理いたしました。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） 181ページ、14節工事請負費735万あるのですが、今説明あったように、以前も現地視察で行ったときに宅地の下に埋まっている木や、そういうコンクリートを撤去する工事をしていました。それはそれでもって埋まっていたというので、しょうがないとは思いますが、造成する前のある程度の、造成というか、埋め立てる前は多分あそこは水田というか、田んぼだったと思うのですが、そこを埋め立てたという経緯も多分行政のほうでもある程度の把握はしてい

たのではないかなと私は思うのです。そういう中でもって、そういうのが原状的に埋まっていたというのは問題なのですけども、その辺の事前の調査がちょっと甘いのかなと私個人的に思うのですけども、その辺の認識はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 現地視察の際も若干発言はさせていただきましたが、土木工事を担当する職員といたしまして、残土捨場をそのまま信じて造成地とすることは、やや考えが甘かったというふうには認識はしております。残土捨場ということで下水道、私は多分農業集落排水の残土かというふうには理解はしておりますけども、そういったことであれば、あらかじめの部分的な掘削調査は必要であったのではないかと今となっては感じております。ですが、最終的に分譲前には完璧なものとして分譲させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） 9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） ありがとうございます。売出しして、宅地造成した後からそういう問題が起きる前に除去したということは大変いいことだと思いますし、今後造成等々あるかもしれませんが、そのときは旧原状がどうだったのか、その辺までちょっと深く調査した上で事業展開をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） ただいま小黒議員からの質疑と同様の案件でありますけれども、いわゆる埋設木と申しますか、恐らく水害か何かだったのか、わざわざそこに木材を捨てた上に敷地を造ったのか分かりませんが、あれだけの深さで掘り出していく、我々も現地見ましたが、掘り出している土そのものもどぶに近いような色合いのものも出てきていると。これに対して、さらにその内容物を取り出したとしても、埋め立てて、果たして住宅としての用地として適正なN値が取れるのでしょうか、これ。その辺いかがですか。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） あらかじめの地質調査で、地耐力が大体100キロニュートン出る部分につきましては、現地盤面から6mから8mぐらいの、敷地によって当然異なりますが、その程度の位置でございます。ただ、住宅建てる前につきましては、購入された方、または請負業者の方が製造物責任法によりまして基礎部分間違いのないように建築するということが現在決められておるかと思っておりますので、間違いなく住宅のほうは建てられる土地であるというふうには認識しております。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 今課長ご説明いただいたものというのは、住宅を建てる時地盤改良なりして地耐力を得るといふこと、これはどこでも当たり前やらなければいけないのですが、それにも増

して住宅の下というのは地盤改良、例えば柱状改良であろうとパイルを打ち込もうと、地耐力、支えのあるところまで持って行って、住宅の重量を支えるということになるのですが、それ以外の場所、これかなりの形で盛土をした場合、圧密で沈下が起きることってあり得るのです。これ一番いい例が刈羽のPLANT-5です。駐車場はもう凸凹になっている。あの住宅を建てた周辺の敷地がそういったことにならないのかなと思って、私住宅用地として適正かどうかということをお伺いしたのですが、その辺の考え方というのはどうなのでしょう。そして、そういったものが出たときというのは、いわゆる住宅を所有した人たちの責任にはならないわけですよね。それどう考えられるのですか。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 締め固めのない盛土地の圧密沈下は、当然起こる事象かと思っております。当然販売前に埋設物が埋設されておりましたとか、残土の埋立用地でありましたと、こういう状況の土地でございます、地質調査データはこうでございます、圧密沈下、基礎部分以外の場所では想定されるやもしれませんという条件を十分相手さんに説明した上で買い求めただけのように、そういった対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 3回目ですから、ぱっとやめますが、となると、つまりその条件をのまれて住宅用地として購入されるわけでしょうけれども、私が申し上げているのは、そういったことが起きた場合の最後の、当然放置できないわけですから、整備に関連するものって行政がやるということによろしいのですか。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 購入いただいた後につきましては、買い求めていただいた方からの対応というふうに理解しております。

○議長（三輪 正） 町長。

○町長（小林則幸） 今、議会の皆さんからご指摘をいただきましたように、全く私も意外性を感じながら、困惑をいたしました。しかし、指示をいたしましたことは、どんなに経費がかかろうとも、町が分譲する以上、責任を持ってやらなければならない。どんな埋設物があるか徹底的に調査をして、それに対応しなさいと。しかも、掘り返している。掘り返した後のいわゆる対応についても、鎮圧から砂の入れ方からしっかりと、町が売り出す以上は民間とは違います。責任を持ってやらなければならない。自信を持って売り出さなければならない。そういうことなのです。町は徹底して消費者のほうにご迷惑かけないように、万全を尽くしてこの工事に当たったということは理解していただきたい。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（三輪 正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午前10時02分）